

独立行政法人国立病院機構千葉医療センターにおける 「遺体搬送等業務」の公募の公示

令和7年4月1日からの遺体搬送等業務の運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり遺体搬送等業務申請書及び必要書類添付し、応募申込書を提出願います。

令和7年2月21日

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター
院長 古川 勝規

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構千葉医療センターにおける遺体搬送等業務

(2) 運営内容

運営者は院長が指定する独立行政法人国立病院機構千葉医療センター遺体搬送等業務運用基準に則り、遺体搬送等業務の運営全般を実施する。

(3) 運営許可期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 遺体搬送等業務申請書提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して10年以上経過しており、遺体搬送等業務について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 遺体搬送等業務申請書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①遺体搬送等業務申請書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③遺体搬送等業務の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

運営内容の適格性、創造性、現実性

3. 手続等

(1) 担当部署

〒260-8606 千葉市中央区椿森4-1-2

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター 事務部 企画課 契約係

電話043-251-5311 (内線2202)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和7年3月13日(木)まで

②交付場所

「(1)」に同じ

③交付方法

電子データにより交付する。

なお受付時は、メールアドレスの記載された書面(名刺等)を持参すること。

(3) 応募申込書及び遺体搬送等業務申請書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和7年3月13日(木)15時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている遺体搬送等業務申請書は、無効となる。

(結果確定後に判明した場合も同様であり、取消その他必要な措置を講じる)

(2) 遺体搬送等業務申請書のヒアリングは、必要に応じて実施する。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、上記「3. (1)」に同じである。

(4) 登録確定した参加者へは当院から「登録通知書」を交付するものとし、契約書類する書面の取り交わしは行わない。

(5) その他、詳細は説明書による

以上